



今月のことば

monthly word

中小及び地方の知財に弁理士の原点がある

日本弁理士会 副会長

黒田 勇治

1 はじめに

平成 30 年度日本弁理士会副会長を務めさせて頂いております黒田勇治でございます。

日本弁理士会渡邊敬介会長をはじめ 8 名の副会長とともに、日本弁理士会と会員の皆様との架け橋となるよう、1 年間尽力して参りますので、どうか宜しくお願い致します。

私は、日本弁理士会北陸支部所属、昭和 60 年度合格、新潟県長岡市、開業 34 年、事務所勤務を含め明細書作成に 40 年間、振り返る暇もなく、突っ走って参りました。

ご存じの方が多くと思いますが、長岡の花火大会は全国的に有名で、中でも、直径約 90cm、開花幅約 650m にもなる正三尺玉とナイヤガラ花火や復興祈願フェニックス花火が有名です。

長岡花火の開催は毎年定例日であり、長岡まつりの開催期間 8 月 1 日～3 日のうち、2 日と 3 日の 2 日間となっています。曜日とは無関係です。大河信濃川の右岸及び左岸の河川敷で年々、壮大なスケールとなって打ち上げられています。

長岡花火は昭和 20 年 8 月 1 日、B29 大型爆撃機により市街地の 8 割が焦土と化した長岡空襲の犠牲者の慰霊のためでもあり、130 年以上続く伝統の花火です。フェニックス花火は平成 16 年から平成 17 年の梅雨の豪雨水害、秋の中越地震、冬の豪雪と新潟県は立て続けに自然災害に遭遇し、災害からの復興を願って誕生した花火です。

この梅雨の豪雨では県内、特に、長岡市内の河川が氾濫決壊し、大きな稲作被害をもたらし、多数の尊い命が奪われ、秋の中越地震では長岡市川口町、長岡市山古志地区で震度 7 を記録し、68 名の命が奪われ、山間部に甚大な被害をもたらし、平成 17 年には更に数年ぶりの豪雪が襲い、中越地方の山間部や平野部でも災害避難用の空き家が倒壊する悲惨な事態が発生しました。フェニックスは不撓不屈の不死鳥の姿を表す長岡市の市章であり、また、フェニックス花火の打ち上げ曲は、

旧公共広告機構（現：AC ジャパン）の CM「臨時キャンペーン・災害支援・できること篇」が被災者を励まし、勇気付けた平原綾香さんの「Jupiter」（作詞：吉元由美）です。この曲は中越地震後にラジオで多数のリクエストがあり、あの大変な状況の中で「Every day I listen to my heart ひとりじゃない」の言葉にみんなが励まされました。「Jupiter」と共にフェニックス花火が打ち上がると、中越地震を思い出し、自然と涙が溢れてきます。花火をみて平原綾香さんの歌と花火が感情を刺激し、何故か涙が止まりません。ついつい、長い話になりましたが、一度は是非、長岡において頂き、何故か感動で涙の止まらない長岡花火を観て頂ければ幸いです。

今年、北陸地方では、初頭から、記録的な大雪に見舞われ、福井県内のあわら市から坂井市にかけての国道 8 号で車 1,500 台が約 10 キロ、約 24 時間立ち往生し、石川県金沢市内では除雪中の転倒事故が相次ぎ、富山県内では除雪作業中の事故、新潟県内では JR 信越線、立ち客 210 人を含む約 430 人が満員で一晩、閉じ込められる異例の事態が発生しました。

今回の記録的な大雪は、日本海上で帯状になった雪雲が福井県内の上空で停滞し、平年より強い寒気が雪雲の活動を強めた為とされ、日本海寒帯気団収束帯「JPCZ」の仕業とされています。北陸委員会、北陸部会、北陸支部と続く、新潟県、富山県、石川県、福井県の北陸 4 県の地縁性及び結束感を改めて強く感じています。

2 弁理士会の事業計画

平成 30 年度弁理士会の事業計画が発表され、次年度会務委員会において、会長より示された重点政策、具体的施策の実施が長期にわたり検討されました。弁理士業務環境の改善、会員のための施策の充実、中小企業に対する知財支援普及活動の強化及び弁理士会組織の改革が示されました。

この重点政策の趣旨は、IoT、ビッグデータ、人工知能に代表されるデジタル・ネットワーク分野の技術革新の波に押され進行する第4次産業革命の波を乗り切るため、知的創造サイクルを活性化させ、併せて、弁理士の業務環境の改善を図るということにあります。

特に、中小企業に対する知財支援政策として、「広めよう、知財の輪」をキャッチコピーとする知財広め隊セミナー及び弁理士知財キャラバンの実施が掲げられ、更に、地域知財活性化本部の創設、本会と地方支部との間及び各支部間の情報の共有化の促進も掲げられています。これら日本弁理士会の重点政策の実施により地方弁理士の知財活動の更なる活性化が期待されます。

3 中小及び地方の知財業務の現状

私の中小企業及び地方の知財関与、一筋の経験からして、地方における弁理士業務の特徴としては、出願業務及び権利化業務のみならず、普通の如く、頻繁に行われる無料相談業務及び権利化後の警告・審決取消訴訟・侵害訴訟業務の多さが挙げられます。ときには、地方においては、出願業務及び権利化業務を差し置き、無料相談業務及び訴訟業務を先行せざるを得ないこともあります。さらに、出願にあたり、文章も図面もないのが当たり前であり、訴訟業務の実務においては、弁理士が訴状を作成したり、準備書面を作成したりすることは常であり、勿論、弁護士と弁理士の協働作業が必要になります。また、特許関係のみならず、意匠や商標の関係についても、一貫関与するのが実情であり、地方知財では、常に、知的創造サイクルの実践という現状があります。

ここに、弁理士業務のやりがい生まれ、喜びが感じられ、まさに、弁理士の原点は地方知財にあるといっても過言ではないと思っています。

平成26年4月25日成立の弁理士法第1条に使命条項が創設され、弁理士の存在意義、社会的責任の重さを受け止め、中小企業等の活動を支援していかなければならないとされ、加えて、自らの規律も糺さなければならぬとされました。

ひとえに、歴代の日本弁理士会会長をはじめ長年にわたる関係各位のご努力の賜であり、社会的背景に基づく弁理士への大きな期待の表れとして成立したものと思われまます。

中小及び地方の知財を担う弁理士は規模の大小を問わず、地方企業及び個人が生み出す知財の保護と活用に関与しています。新しい商品を開発したので、特許出願にすべきか実用新案にすべきかの無料相談であったり、商標を考えたので調査と出願したい旨の無料相談であったり、特産品を販売するに際し、地域活性化のための知財の関わり方の相談であったり、地元の大学や中小企業と共同で開発した商品についての知財の取り扱い方であったり、特許権侵害、意匠権侵害、商標権侵害・不正競争についての攻撃・防御の無料相談であったり、倒産・破産時における特許及び商標の価値評価や当該権利の将来性についての質問であったり、大企業や大都市の中小企業においては、あまり相談されないような地域性豊かな様々な相談に対し、地域在住の個々の弁理士がその専門性を活かして対応しています。

日本弁理士会においては、執行役員会、全国9支部、中央知的財産研究所、知的財産支援センター、知的財産経営センターの三大機関を含む附属機関、各種の委員会組織され、日本弁理士会と地方弁理士とは有機的な結合関係で結ばれ、日本弁理士会から地方の弁理士に対し、様々な情報やサービスや研修を提供し、ひいては、中小又は地方の知財に活かすことができると考えています。その結果、出願件数や知財相談の増加によるコア業務の拡大に繋がり、海外出願等々の業務の増加にも結びつき、低迷する困難な時代において、本会並びに地方の知財業務の打開及び希望につながることにできれば、日本弁理士会副会長となった意味があると思っています。

今年度は、特許制度運用協議委員会、情報企画委員会、弁理士推薦委員会、選挙管理委員会、不正競争防止法委員会、継続研修履修状況管理委員会、登録審査会を担当させて頂きます。会員の皆様のご支援ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。